

電事連会長 定例会見要旨

(2011年5月20日)

会長の八木でございます。皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

東日本大震災から2ヵ月あまりが経過いたしました。

現在、東京電力では、福島第一原子力発電所の事故の収束に向けて懸命の取り組みを続けていますが、依然として、多くの地域住民の皆さまが大変厳しい避難生活を余儀なくされておられます。

そうしたなか、今月10日から半径20キロ圏内の警戒区域への一時帰宅がスタートいたしました。私ども電力各社は、一時立入された方々の身体や持ち出した品物が汚染されていないかを調べる「放射線スクリーニング作業」に協力いたしております。

また、こうした活動に加えて、先月電事連内に設置した「福島支援本部」を中心に、福島復興に向けた支援活動に引き続き尽力してまいり所存であります。

さて、本日私からは、「原子力損害賠償の枠組み」ならびに「中部電力浜岡原子力発電所の運転停止」について改めて電事連の考えを申し上げたいと思います。

1. 原子力損害賠償の枠組み

まず、政府が決定した「原子力損害賠償に関する支援の枠組み」に関して申し上げます。

私は、政府支援の枠組みが公表された先週13日に、電事連会長として国から説明を受け、その内容を電力各社に伝え、意見集約を行ってまいりました。

その結果、基本的な枠組みについては、被害を受けられた方々への迅速な賠償の実現や、東京電力が安定供給の責務を果たすために、重要な枠組みである

との評価では一致をいたしました。

しかし同時に、電気事業者としては、お客さまや株主からご理解いただける仕組みであることも大変重要であることから、[資料](#)にありますとおり、一昨日、私どもの意見をまとめた要望書を経済産業省に提出いたしました。要望は3点です。

1点目は、東京電力以外の電力各社が負担金を支払う理由を国が明確に示していただきたいということです。

すなわち、原子力発電を引き続き実施していくことの重要性、本枠組みが将来の原子力賠償に備えた共済的なスキームとして必要であること、さらに今回の東京電力の事故にも適用される理由について、明確に示していただくことをお願いいたします。

2点目は、原子力は国策によって進められてきたものであり、原賠法にも国による援助が明記されております。被災者に対する迅速かつ十分な補償を行うためにも、東京電力だけでなく国も賠償責任を果たしていくことを明確に示していただきたいと思います。

3点目は、電力各社の負担規模については、安定供給の継続や金融市場からの信用維持にとって支障のない仕組みや水準とし、事業収支に影響を与えないような制度となるようお願いしたいと思います。

さらに、制度の趣旨や目的について、国が十分な説明責任を負っていただくことが不可欠であると考えております。

今後、制定される法律については、国が広く国民に対して説明を行い、理解と協力を求めていくことが必要であります。

私どもとしては、こうした要望を踏まえていただき、迅速かつ十分な補償が行われることを願っております。

2．浜岡原子力発電所の運転停止

つぎに、このたびの浜岡原子力発電所の運転停止の影響による全国的な供給

力不足の懸念について申し上げます。

皆さまご案内のとおり、先週9日、中部電力は総理からの要請を受けて、運転中の浜岡原子力発電所4号機・5号機の停止、定期検査中の3号機の運転再開を見送るという苦渋の決断をいたしました。

私ども電力業界は、浜岡原子力発電所をはじめ各発電所の緊急安全対策が「適切に実施されている」と評価された当日に運転停止要請が出されたことに、正直驚きました。

同時に、このたびの要請は、中部電力のみならず、他の電力各社にとっても大変大きな影響を与える問題であることから、9日に海江田大臣に直接お会いして、2点のお願いをいたしました。

1点目は、停止要請という判断に至った経緯や根拠、地域経済への影響などについて、立地地域をはじめとした国民の皆さまに十分説明していただきたいということです。

今回の停止要請に対して、地元自治体からは「唐突で困惑している」「他の原子力発電所は大丈夫なのか」という戸惑いの声が数多く聞かれます。

国には、こうした疑問や不安を一刻も早く解消するよう、十分に説明を尽くしていただきたいと思えます。

2つ目は、電力の安定供給への対応についてです。

あと1ヵ月あまりで電力需要がピークとなる夏を迎えますが、今年は、東北電力・東京電力に加えて、中部電力も浜岡原子力発電所の約360万kWを失い、需給バランスは大変厳しくなるものと予想されます。

私どもとしては、西日本地域の電力各社が一丸となって応援融通を行うなど、引き続き最大限の努力をしておりますが、安定供給を確保するためには、原子力発電が果たす役割は極めて大きく、現在停止中の原子力プラントの運転再開が不可欠であります。

仮に、停止中プラントが夏までに運転を再開できなければ、今年度の各社の供給計画をベースにした西日本地域全体の予備率は、適正予備率を大きく下回る懸念があります。

プラントの運転再開には、地元自治体や地元の皆さまからご理解いただくことが、大変重要であります。

大臣からも力強いお返事をいただいておりますが、ぜひ国においては、場合によっては大臣自らが前面に立って、立地地域をはじめ広く国民の皆さまのご理解を得るよう、改めてお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

以 上

電気事業連合会から経済産業省に対して、本要望書を5月18日に提出いたしました。

平成23年5月18日

資源エネルギー庁長官
細野 哲弘 殿

「原子力損害賠償に関する政府支援の枠組み」への要望

電気事業連合会
会長 八木 誠

5月13日に原子力経済被害対応関係閣僚会合にて決定された原子力損害賠償の枠組みについては、今後内容の詳細が固まっていくものと思いますが、その中で国において以下の点を明確にさせていただくよう要望します。これらは、電気事業者としてお客さまや株主への説明責任を果たしていく観点から、きわめて重要と考えていますので、よろしくをお願いします。

- (1) 東京電力以外の電力各社が負担金を支払う理由を、お客さまや株主に対して十分に説明できることが必要です。

そのために、原子力発電を引き続き実施していくことの重要性、将来の原子力賠償に備えた共済的なスキームとしての本枠組みの必要性、今回の事故にも本枠組みが適用される理由について、国が明確に示していくことを要望します。

- (2) 原賠法に国による援助が明記されていること、被災者に対する迅速かつ十分な補償が重要であること、原子力は国策で遂行されてきたこと等から、東京電力だけでなく国も賠償責任を果たしていくべきと考えます。国が行う賠償負担について明確化するよう要望します。

- (3) 電力各社の負担については、まずは規模が示された上で、安定供給の継続や金融市場からの信用維持にとって支障とならず、お客さまや株主からご理解、ご協力いただける仕組みと負担水準にすることを要望します。

さらに、引き続き事業者努力を行いつつ、事業収支に影響を与えないような制度とすることを要望します。そのために、電力各社のお客さまに対し、制度の趣旨や目的について、国が十分な説明責任を負うことが不可欠と考えます。

以上